

監査監第1327号

令和4年12月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 中島 隆一 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 江原 大輔

同 渋谷 佳孝

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

保健福祉局

市立病院病院経営部

病院総務課、病院施設管理課、病院財務課、医事課、情報管理室

患者支援センター

(2) 対象事務

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年6月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適切か。

(2) 支出事務

違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 資産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票などは正確に貼付されているか。

イ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。

ウ 公有財産の貸付（使用許可）手続は適正に行われているか。

(5) 事業運営事務

ア 事業の運営は適正かつ合理的に行われているか。

イ 債権の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和4年8月4日（木）から令和4年12月20日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

行政財産の目的外使用許可（現金自動支払機、自動販売機）に係る施設光熱水費等負担金において、損害保険料の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12の2に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

(2) 支出事務

会計年度任用職員の任用において、任用通知書に記載された勤務時間とは異なる勤務時間で勤務していた。また、1日の勤務において、任用通知書に記載された正規の勤務時間を超えて、7時間45分の範囲内で行った勤務時間を別の日に振り替えていたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院総務課】

(3) 契約事務

ア さいたま市立病院機密文書収集運搬廃棄処理業務委託において、仕様書に業務の一部委任ができる規定を設けていないにもかかわらず、受託者以外の業者が一部業務を行っていたので、さいたま市業務委託契約基準約款第5条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

イ さいたま市立病院公金の集金及び両替業務委託において、一般競争入札の公告に係る決裁区分を部長決裁とすべきところを、課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【医事課】

(4) 資産管理事務

ア 固定資産の管理において、固定資産台帳に廃棄済のものが登録されていたので、さいたま市立病院事業の財務に関する特例を定める規則第12条及び第13条並びにさいたま市立病院物品管理要綱第6条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院財務課】

イ 固定資産の管理において、年1回の实地確認を行っていなかったため、さいたま市立病院物品管理要綱第6条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院財務課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。